

第2章

非財務情報、特損、追加情報など コロナ禍の影響に関する 開示分析

非財務情報における本感染症の 記載内容

事業等のリスク

(1) 解説

四半報の「事業の状況」の「事業等のリスク」において、図表10の内容を記載することが求められている（「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「開示府令」という）第四号の三様式（記載上の注意）(7) a、b）。

また、2020年5月29日に金融庁より公表された「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A—投資家が期待する好開示のポイント—」（以下、「記述情報

（図表10） 事業等のリスクの記載事項

- 当四半期連結累計期間において、四半報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクが発生した場合または前事業年度の有報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨およびその具体的な内容
- 重要事象等（提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象）が存在する場合には、その旨およびその具体的な内容

Q&A」という）Q2において、経営者として本感染症による自社のビジ

ネスへの影響を検討し、本感染症が経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している場合には、有報等の「事業等のリスク」に記載する必要があるとされている。

このため、四半報において、本感染症に関連して、主要なリスクが発生した場合、または「事業等のリスク」について重要な変更があった場合、その旨およびその具体的な内容を記載する必要があると考えられる。

本感染症に起因する経営環境の変化は、日々刻々と企業に大きな影響を与えていると考えられることから、そのような変化が当第1四半報の「事業等のリスク」における開示状況にどのように影響しているかを調査した。

(2) 事例分析

分析対象会社201社を対象に、当第1四半報の「事業等のリスク」において、本感染症に関連するリスクをどのように記載しているか、開示状況を調査した。調査結果は次頁図表11のとおりである。

図表11のとおり、「事業等のリスク」において、重要な変更がない旨のみを記載している会社が大半の186社(92.5%)であった。また、重要な変更がない旨を記載したうえで、かつ、本感染症に関連する何らかの記載を行っている会社は9社(4.5%)であった。これらの開示状況は、2020年6月第1四半期の四半期報告書（以下、「前第1四半報」という）における同様の調査結果において、重要な変更がない旨のみを記載している会社が169社(88.0%)であったことから、重要な変更がない旨のみを記載している会社は、2021年6月第1四半期（以下、「当第1四半期」という）では若干増加している。また、前第1四半報では、重要な変更がない旨を記載したうえで、かつ、本感染症に関連する何らかの記載を行っている会社が16社(8.3%)であったことから、